

Plugin Boutique 使用許諾契約書

警告

Scaler 2 ソフトウェア(以下「本ソフトウェア」といいます)の使用は、お客様(以下「ライセンシー」といいます)が本エンドユーザー使用許諾契約書(以下「本使用許諾」といいます)の条項に同意することを条件に許可されます。

本ソフトウェアおよび追加資料の使用許可は、お客様が本使用許諾のすべての条項を読み、同意し、本ソフトウェアおよび追加資料のライセンシーになることを希望するという条件で、Scaler Plugin Pty Ltd ACN 6333 215 808 (以下、「Scaler」といいます)によって提供されます。

本ソフトウェアをインストールまたは使用する前に、本使用許諾契約書(以下「本使用許諾」)をよくお読みください。本ソフトウェアをダウンロードまたは使用することにより、お客様は本使用許諾の条項に同意したことになります。

1. ライセンス

- a. 本使用許諾に従い、Scaler はライセンシーに以下の非独占的かつ取消可能なライセンスを付与します。
 - i. 30 日間の試用ライセンス (30 日トライアル) に基づいて本ソフトウェアを使用すること。
 - ii. 製品の購入 (ライセンス料の支払い) を条件に、30 日間の試用期間の終了後も、本使用許諾に記載されている条件に従って本ソフトウェアの使用を継続すること。
- b. ライセンシーは、ライセンシーの使用のために最大 3 台のコンピュータに本ソフトウェアを同時にインストールすることができます。本ソフトウェアはライセンシーのみに使用が許可されます。ライセンシーの従業員が使用する場合、ライセンシーの従業員が従業員としての職務遂行を目的に限り使用できます。この場合、本ソフトウェアは当該従業員のみが使用し、他の従業員が使用しないことを条件とします。例えば、ライセンシー本人とライセンシーの従業員の合計 2 名が本ソフトウェアの使用を希望する場合、ライセンシーはその従業員のために 2 つ目のライセンスを購入する必要があります。

2. ライセンス料

30 日間の試用期間終了後、ライセンシーは、本ソフトウェアの購入が完了するまで本ソフトウェアを使用することはできません。ライセンス料は、以下のいずれかに指定された金額および方法で支払われなければなりません。(a) Scaler、または (b) 本ソフトウェアの正規販売代理店。

3. 追加資料

本使用許諾は、本ソフトウェアに関連して Scaler が提供する、本ソフトウェアのマニュアル、オーディオファイル、サウンドライブラリ、サードパーティのライセンスコンテンツ、本ソフトウェアのバグフィックス、アップデート、改良を含むがこれに限らない、付属の文書、資料、ファイル (追加資料) にも適用されます。本使用許諾では、明示的に別段の定めがない限り、「本ソフトウェア」という用語の定義には追加資料が含まれるものとします。追加資料は、本使用許諾で意図されていない、または明示的に許可されていない方法で、複製、変更、または使用することはできません。

4. ライセンシーの義務

ライセンシーは以下の義務を負います。

- a. 本使用許諾または Australian Copyright Act 1968 (Cth) の Part III Division 4A で明示的に許可されている場合を除き、本ソフトウェアの全部または一部をコピー、複製、翻訳、改作、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、変更または修正しないこと。
- b. 本使用許諾の条件に従って、本ソフトウェアの使用を監督・管理すること。
- c. 本ソフトウェアへのアクセスを許可された従業員が、本使用許諾の条項を認識し、遵守すること。
- d. 本ソフトウェアまたはその一部を、第 4 条 (c) で言及された者以外のいかなる者に対しても、いかなる形態でも提供またはその他の方法で利用可能にしないこと。
- e. 本使用許諾で認められている場合を除き、本ソフトウェアをいかなる形でも他者に譲渡、販売、リース、割り当て、ライセンス、サブライセンス、譲渡、配布、開示、普及、出版しないこと、またはこれらの行為を試みないこと。
- f. 追加資料の一部として提供されるマニュアルに従ってのみ、Scaler ソフトウェアを使用すること。

- g. 追加資料の一部として提供されるマニュアルに従ってのみ、Scaler ソフトウェアを使用すること。
- h. 本ソフトウェアの一部であるサウンドライブラリのプリセットまたは一部を、音楽の編曲、編曲の録音、およびライブパフォーマンスに関連してのみ使用すること。
- i. 転売、商品化、その他の配布のために、本ソフトウェアから単一のプリセット、サウンド、MIDI ファイル、またはプリセット、サウンド、MIDI ファイルの集合体を抽出、コピー、作成したり、本ソフトウェアからプリセット、サウンド、MIDI ファイルの派生物を作成しないこと（追加マテリアルをエクスポートし、サンプル・ライブラリーとして販売、商品化、配布することを含み、これに限りません）。
- j. 違法な方法、法令に反する方法、第三者の権利を侵害する方法、第三者の名誉を毀損する方法で、本ソフトウェアを使用しないこと。

5. 保証

- a. ライセンシーは、本ソフトウェアおよび追加資料にエラーや中断がないこと、またはその他の侵害がないことを保証できないことを認め、さらにそのようなエラーの存在が、Scaler による本使用許諾の違反を構成するものであってはならないことを認めます。
- b. 第 5 条 (e) に従い、Scaler は、本使用許諾の違反または本ソフトウェアの提供に起因する間接的または結果的な損失または損害に対して責任を負いません。また、本使用許諾で暗示される、または法律で保護されるいかなる条件、保証、権利または責任も除外されます。
- c. Competition and Consumer Act 2010 (Cth) (Australian Consumer Law) の Schedule 2 に従い、本使用許諾に基づいて供給された商品またはサービスのうち、個人的、家庭的または世帯的な使用または消費のために通常取得される種類のものではないものに関して、Australian Consumer Law によって与えられる保証の違反に対する責任 (Australian Consumer Law のセクション 51 ~ 53 によって与えられるものを除く) は、以下のように制限されます。
 - i. 商品の場合は、商品の交換もしくは同等の商品の提供、商品の修理、商品の交換もしくは同等の商品を入手するための費用の支払い、または商品の修理を受けるための費用の支払いのうち、Scaler が決定するいずれか 1 つに限定されます。
 - ii. サービスの場合は、Scaler または Plugin Boutique が決定する、サービスの再提供またはサービスの再提供を受けるための費用の支払いのいずれかになります。
- d. 第 5 条 (c) が適用されない場合、あらゆる種類の損失または損害に対する Scaler の責任は以下に限定されます。
 - i. 本使用許諾に基づいて生じたもの。
 - ii. 不法行為、契約、その他の訴訟原因による、本ソフトウェア、その販売、引渡し、または本ソフトウェアの動作方法に関連するもの。
 - iii. その他の方法で、ライセンシーが製品購入のために支払った費用および本使用許諾に基づいてライセンシーが Scaler に支払ったその他の金額の総額に限定されます。
- e. 本使用許諾は、本使用許諾で暗示される条件、保証、権利、または責任を除外、制限、または修正するものではなく、そのような除外、制限、または修正によって本使用許諾または本使用許諾のいずれかの条項が無効、違法、または執行不能になる範囲で、本使用許諾で暗示される条件、保証、権利、または責任を除外、制限、または修正するものではありません。
- f. ライセンシーは以下のことを認めます。
 - i. ライセンス料を支払い、あるいは本ソフトウェアを購入する前に、30 日間の試用期間（ライセンシーが 30 日間の試用期間を利用したかどうかに関わらず）という形で、本ソフトウェアの適合性を評価するための合理的な機会が提供されたこと。
 - ii. 本使用許諾を締結する前のいかなる時点においても、本ソフトウェアまたは追加資料に関して Scaler または本ソフトウェアの販売業者が行った表明のうち、ライセンシーが独立して検証できず、また検証または調査する機会も得られなかったものに依拠していないこと（30 日間の試用を含む）。
 - iii. 30 日間の試用期間を超えて本ソフトウェアの使用を継続する義務を負わないこと。
 - iv. ライセンス料の支払い、あるいは本ソフトウェアの購入に先立ち、以下の合理的な機会が与えられていること。
 - A. 本ソフトウェアおよび追加資料が、Scaler または Plugin Boutique が行った表示と一致することを確認すること。
 - B. ソフトウェアおよび追加資料に明らかな瑕疵がないかを確認するための合理的な機会が与えられており、お客様がその機会を利用したこと。
 - v. 本ソフトウェアは現状有姿で提供され、Scaler はライセンシーに本ソフトウェアのアップデート、アップグレード、バグフィックス、改良、補足を提供する義務、または本ソフトウェアに関連するサポートサービスを提供する義務を負いません。
- g. 国際物品売買契約に関する国連条約（ウィーン条約）の本使用許諾への適用（本契約に関連する法律による）は除外されます。

6. 知的財産とタイトル

- a. ライセンシーは、本ソフトウェアが著作権の対象であることを認めます。また、前述の著作権の一般性を制限することなく、ライセンシーは、本使用許諾によって明示的に許可または承認されている場合を除き、本ソフトウェアまたはその一部を複製してはならないことを明確に認めます。
- b. お客様は、本ソフトウェアに関連して使用されている Scaler の商標（登録・未登録を問わず）を侵害する行為を、本使用許諾の契約期間中または終了後のいかなる時点でも行ってはなりません。
- c. 本使用許諾は、本ソフトウェアの所有権をライセンシーに譲渡するものではありません。Scaler は本ソフトウェアおよび本ソフトウェアのすべてのコピーに対するすべての権利、権原および利益（これらに関連するすべての知的財産権を含む）を保持します。

7. 知的財産とタイトル

- a. 30 日間の試用版は、ライセンシーが本使用許諾に記載されている条件に同意した時点で開始されます。
- b. 本使用許諾は、ライセンス料の支払いあるいは本ソフトウェアの購入により、30 日間の試用期間を超えて継続され、第 7 条 (c) に従って終了するまで効力を有するものとします。
- c. 本使用許諾は、以下の場合に Scaler によって終了されることがあります。
 - i. ライセンシーが本使用許諾のいずれかの条項に違反した場合。
 - ii. ライセンシーが法人であり、破産手続きの対象となった場合。
 - iii. ライセンシーが法人であり、破産手続きの対象となった場合。
 - iv. お客様が本ソフトウェアを、Scaler の合理的な見解において、Scaler に損害を与えたり、Scaler の評判を落としたりする可能性のある方法で使用了場合。
 - v. 理由の如何を問わず、ライセンシーが本ソフトウェアを破壊した場合。
- d. 本使用許諾が終了すると、ライセンシーまたはその代理人は、残存するソフトウェアおよび追加資料のコピーを破棄するか、または Scaler の指示する方法でそれらの資料を処分します。
- e. 本条項に基づく終了は、本使用許諾または法律に基づいて Scaler が他に有する権利または救済手段に影響を与えません。

8. 責任の制限および補償

- a. ライセンシーは、以下の直接的または間接的な結果として Scaler が被る可能性のあるすべての責任、費用、請求、負債および経費（弁護士費用を含む）を、Scaler、その役員、従業員、請負業者および代理人に完全に補償する。
 - i. ライセンシー（またはその役員、従業員、代理人、代表者、契約者）による本使用許諾の条件の違反。
 - ii. ライセンシー（またはその役員、従業員、代理人、代表者、または請負業者）の過失または違法な作為または不作為。
 - iii. 本使用許諾に別段の定めがある場合を除き、ライセンシーが本ソフトウェアを使用すること。

9. プライバシー

ライセンシーは、Scaler が、Scaler のウェブサイト (<https://forum.scalerplugin.com/page/privacy-policy/4/>) またはライセンシーに随時通知されるその他のウェブサイトや場所に記載されている、Scaler の独自の裁量で随時修正されるプライバシーポリシーに従って、ライセンシーの個人情報および使用情報を収集、使用、保管、共有することができることを認め、同意するものとします。

10. 譲渡

本使用許諾の利益は、Scaler の書面による同意（絶対的な裁量で保留することができます）なしに、ライセンシーはいかなる方法でも（譲渡、サブライセンス、またはその他の方法で）処理することはできません。Scaler は、本使用許諾に基づく権利および義務を、その絶対的な裁量により、いつでも第三者に譲渡、新規設立、または移転することができます。

11. 権利放棄

一方の当事者が本使用許諾のいずれかの条項を実施しなかったとしても、本使用許諾に基づく一方の当事者の権利を放棄したと解釈されることはありません。

12. 分離可能性

本使用許諾の一部が無効または執行不能になった場合、その部分は本使用許諾から分離されます。本使用許諾の一部が無効または執行不能になっても、本使用許諾の残りの条項の有効性または執行可能性には影響しません。

13. 存続

本使用許諾に基づくいかなる補償も、両当事者の他の義務から独立しており、本使用許諾の終了後も存続するものとします。また、本使用許諾の終了後も存続することが表明されている条項、またはその性質上、本使用許諾の終了後も存続することが意図されている条項は、本使用許諾の終了後も存続するものとします。

14. 完全合意

本使用許諾で明示的に言及されている文書（Scaler のプライバシーポリシーおよび本ソフトウェアのユーザーマニュアルを含む）は、Scaler とライセンシーの間の完全合意を構成するものです。

15. 準拠法

本使用許諾は、オーストラリア・ビクトリア州の法律に準拠して解釈されます。

クリプトン・フューチャー・メディア株式会社（以下「当社」）は、本製品の契約原文（以下「契約原文」）を日本語に翻訳したものである本契約について、翻訳の完全性を保証するものではありません。もし本契約と契約原文に相違があったときには、契約原文を優先するものとします。また、その様な相違によって損害が生じたとしても、当社は保障いたしません。契約原文および本契約は、変更することがあります。その場合当社は、本契約の最新版を当社 WEB サイトにて公表するものとします。本契約に関してご質問がある場合、当社 (Fax:011-222-0707 / Email: mpsales@crypton.co.jp) までお問い合わせください。